



特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都中央区八重洲一丁目4番16号
 氏名 新日本電工 株式会社
 代表取締役 青木 泰
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）

NO COPY
再複写不可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の5第1項~~ 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和6年6月26日
 許可の有効年月日 令和11年6月25日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）

中間処分

溶融固化：鉍さい（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、ばいじん（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、燃え殻（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。） 以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記2のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
令和6年6月26日	新規許可		
	以下余白		

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

存・無

別記 1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○			○	—	—
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	—	—
鉛又はその化合物	○	○	○		○	—	—
有機燐化合物					○	—	—
六価クロム化合物	○	○	○		○	—	—
砒素又はその化合物	○	○	○		○	—	—
シアン化合物					○	—	—
トリクロロエレン				—	○	—	—
テトラクロロエレン				—	○	—	—
ジクロロタン				—	○	—	—
四塩化炭素				—	○	—	—
1, 2-ジクロロエタン				—	○	—	—
1, 1-ジクロロエレン				—	○	—	—
シス-1, 2-ジクロロエレン				—	○	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン				—	○	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン				—	○	—	—
1, 3-ジクロロプロパン				—	○	—	—
テトラム					○	—	—
シアン					○	—	—
チオベンカルブ					○	—	—
ベンゼン				—	○	—	—
セレン又はその化合物	○	○	○		○	—	—
ダイオキシン類		○	○		○	—	—
アルキル水銀	○	○			○	—	—

別記 2

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県鹿嶋市大字光 4 番地

処理施設

施設の種類の	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
溶融固化施設	260 t/日 (24 時間)	鉍さい (別記 1 に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、ばいじん (別記 1 に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、燃え殻 (別記 1 に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、汚泥 (別記 1 に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。) 以上 4 種類	平成 25 年 3 月 27 日 平成 25 年 2 月 27 日 1-1-0384
溶融固化施設	260 t/日 (24 時間)	鉍さい (別記 1 に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、ばいじん (別記 1 に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、燃え殻 (別記 1 に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、汚泥 (別記 1 に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。) 以上 4 種類	令和 4 年 8 月 31 日 平成 29 年 1 月 11 日 1-1-0421